

「学校いじめ防止基本方針」

【基本方針】

いじめの根絶を図るため、調査と指導を徹底する

いじめとは・・・

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【基本方策】

- 1 あらゆる教育活動を通じ、人間性の育成をはかるとともに、「いじめをしない」「いじめを許さない」等、未然防止に取り組む。
- 2 「いじめの兆候を逃さない、見過ごさない」等、早期発見に取り組む。
- 3 いじめに対する対処を、組織的に行うとともに、必要に応じ関係機関との連携を図るなど、問題解決まで真摯に対応する。
- 4 再発防止のための計画を作成し経過観察を行い、適宜修正等行う。

【具体的方策】

- 1 ①行事や集会などを活用し、いじめ防止の訴えを行う。
②授業や部活動において人間関係のあり方など具体的な指導を推進する。
- 2 ①定期的な調査を行う。（年2回）
②日常的な個人面談を推進するとともに、担任を中心とした、全教員による面談週間の設置する。
③教育相談室、保健室の活用を推進する。
- 3 ①速やかな情報収集と、対象となった生徒への配慮に努める。
②正確な実態把握をもとに指導・支援体制を構築する。
③保護者との連携を図り、事態の收拾に努める。
- 4 ①問題が起こった原因の究明を図り、再発防止の資料とする。
②定期観察や面談を行い、必要に応じて計画の修正を行う。

【組織体制】 いじめ防止対策組織

○教頭、生徒指導部長、学年生徒指導担当、学年主任、担任、養護教諭
(必要に応じ外部関係機関担当者に協力を依頼する)

※スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医、警察、児童相談職員、外部専門家チーム等

いじめの組織的対応の流れ

1 情報を集める（各教職員が随時） → いじめ防止対策組織へ

- ①生徒の些細な変化に気がつくこと（いつもと違う表情、人間関係の変化など）
- ②気付いた情報を確実に共有する（副担任、教科担任や部活動顧問など）
- ③速やかに対応する（個人面談、相談）

<いじめが発覚>

2 指導・支援体制の編成（いじめ防止対策組織で検討）

- ①重大事態かどうかの判断 重大な事態 → 教育局へ連絡（第28条）
- ②必要な関係機関への相談 窓口（教頭）の一本化、報道対応も含む
- ③いじめ防止対策組織の編成・・・状況により編成を調整
- ④対応策（原案作成）
- ⑤職員共通理解（職員会議等にて）

3 指導・支援（各関係教職員）

- ①生徒への指導・支援を行う
 - ・いじめられた生徒への支援（居場所・仲間等）
 - ・いじめた生徒への指導（いじめ行為の自覚と行為の責任を自覚させる）
 - ・周囲の生徒への指導・支援（自分の問題として捉える、止める勇気を持たせる）
- ②保護者との連携（即日）
 - ・関係生徒（加害・被害とも）の保護者への連絡
 - ・事実関係の報告と今後の学校との連絡方法について話し合う
（必要に応じて家庭訪問を実施。必ず複数の教職員で対応する。）

4 再発防止

- ①原因の追求と再発防止の対策検討・・・いじめ防止対策組織原案作成
- ②定期観察及び面談・・・全教職員
- ③指導計画や方針の見直し・・・いじめ防止対策組織・学年団

平成30年4月19日 改訂